

令和6年度 第3回熊毛海区漁業調整委員会

議事録

1 日程等

- (1) 日 時：令和6年9月2日（月）午前11時00分～午前11時46分
- (2) 場 所：熊毛支庁第2会議室（西之表市）
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業（稚うなぎ漁業）に係る制限措置等の公示について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) 知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (3) 漁業許可等に関する取扱方針について（協議）
 - 原案のとおりとすることに決定。
- (4) くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
 - 報告事項について了承した。
- (5) 全国海区漁業調整委員会連合会総会について（報告）
 - 報告事項について了承した。
- (6) 令和6年度要望書について（報告）
 - 報告事項について了承した。

令和6年度 第3回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和6年9月2日（月）午前11時00分～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
森田 忠寛	漁業者・漁業従事者	出席
濱崎 一成	漁業者・漁業従事者	出席
川東 守昭	漁業者・漁業従事者	欠席
久賀 みず保	学識経験者	出席
久米 元	学識経験者	欠席
稲盛 重弘	中立	出席
八板 俊輔	中立	出席

出席 7

欠席 2

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	中津濱 康熙
次長（水産係長）	柳 宗悦
書記（水産係 水産技師）	赤塚 麻美

令和6年9月2日午前11時00分開会

【開会】

○柳次長

皆さんおはようございます。

少し時間が早いですけれども、今から令和6年度第3回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

鹿児島在住の委員の方は、Web会議システムにより出席となります。

よろしくお願いいたします。

なお、本日は出席者名簿では8名となっておりますけれども、川東委員が急遽これなくなりましたので、合計7名の出席となります。

熊毛海区漁業調整委員会事務規定第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立することを報告いたします。

また、本日は、事務局として、県水産振興課の漁業調整係 小路口技術主査、山神水産技師、漁業監理係 吉田水産技師が出席しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員会を開催いたします。

本日の議題は、会次第に示しております知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）他計5件となります。

それでは開会にあたりまして、会長職務代理者の伊東委員がご挨拶申し上げます。

○伊東委員

皆さんこんにちは。

会長職務代理者の伊藤でございます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

大変心配しておりました、台風15号も大過なく過ぎていました。

安堵しているところであります。

本日もよろしくお願いいたします。

○柳次長

ありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきます。

座長につきましては、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第4条第2号により、会長が欠けた際は、職務代理者が会務を総理することとなっておりますので、伊東委員よろしくをお願いいたします。

○伊東委員

はい。

座長を務めさせていただきますので議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

なお、熊毛海区漁業調整委員会事務規定 8 条により、発言の際は挙手の上、座長の許可を得てから行うようにお願いします。

議事に入ります前に今回の委員会の議事録署名者を私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○伊東委員

それでは、今回は、奥村委員と稲森委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

○奥村委員、稲盛委員

はい。

○伊東委員

それでは議事に入ります。

議題 1 「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」事務局からの説明をお願いします。

○山神水産技師

はい。

水産振興課の山神です。

議題 1 についてご説明いたします。資料 1 となります。

本議題は諮問事項となりますので、まずは 1 ページの諮問文を読み上げさせていただきます。

水振第 338 号、令和 6 年 9 月 2 日、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、知事許可漁業に係る制限措置等の公示について(諮問)。このことについて、漁業法第 58 条において準用する第 42 条第 1 項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第 58 条において準用する第 42 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

2 ページをお開きください。

今回諮問させていただくのは、稚うなぎ漁業に関する制限措置等です。

当該漁業につきましては、うなぎ養殖用の種苗となる稚うなぎの採捕を目的とした漁業です。

制限措置については資料に示しているとおりです。

4 ページ目の操業区域の 30 か 32 が種子島に設定される区域となっております。

実際の操業区域は 5 ページ以降に別途示しておりますのでお目通しください。

漁業時期については、例年同様、12 月から 3 月のうち、資源管理措置として操業日数を 90 日間に短縮しております。

なお、許可の有効期間については、令和 4 年に承認いただいていたとおり、今回公示

する漁業時期とします。

許可または起業認可をする者の数は合計 1230 人うち 8 名が袋網の使用となっております。

昨年度の許可数は 1215 名うち 8 名が袋網使用であり、昨年度同数程度ですので、許可を行って問題ないと考えております。

申請すべき期間は令和 6 年 9 月 2 日から 10 月 11 日までとします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対してご質問やご意見等ございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

他にご意見がないようですので、議題 1 「知事許可漁業に係る制限措置の公示について」は、原案の内容を適当として、答申してよろしいですか。

○委員一同

異議なし。

○伊東委員

それではそのように答申することに決定をします。

次に議題 2 「知事許可漁業に係る許可の基準について」事務局からの説明をお願いします。

○山神水産技師

はい。

続きまして議題 2 「知事許可漁業に係る許可の基準について」説明させていただきます。

資料は資料 2 の 1 ページをご覧ください。

本議題も諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

水振第 362 号、令和 6 年 9 月 2 日、熊毛海区漁業調整委員会会長、鹿児島県知事、知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）。このことについて、漁業法第 58 条において準用する第 42 条第 5 号、鹿児島県漁業調整規則第 11 条第 5 号及び第 7 項に規定する許可の基準を定めたいので、委員会の意見を求めます。

資料 2 ページをご覧ください。

1 ですが、今回定める許可の基準について改めてご説明いたします。

許可の基準は令和 2 年に改正された改正漁業法で新たに定められたもので、委員会に諮問し、制限措置に許可等をすべき者の数をさだめたものの、それを超える申請があつ

た際に、誰に許可をするかを決定するために用いる基準です。

続いて2 新基準の選定理由です。

現在許可をしているすべての漁業種類について基準を定めておりますが、必要に応じて各許可機関が漁業種類ごとに定めていましたので、同じ内容にもかかわらず、微妙な表現の違い等が生じております。

また、この基準は、県行政手続条例により公開する必要があり、多くの県でホームページ公開を行っているところです。

本県は各許可機関に備え付け縦覧を行っていますが、許可等の公平性の観点から、他県同様に県ホームページで公開するのが適切と考えており、公開先立ち内容を精査し明確化するため、現在の基準を廃止し、新たに統一的な基準を定めようとするものです。

3 新基準に定める許可の優先順位ですが、基本的には現行基準と同じものとなっております。

優先順位の1番から現在許可等を受けている者、2番に過去に許可を受けたことがある者、3番が従事者、4番のみ新設で90日以上漁業を営む者、5番目がその他となっております。

なお、この基準によって許可をする人が設定できない場合は、くじ等の公平な方法で決定することと漁業法に規定されています。

3ページをご覧ください。

こちらが今回新たに制定しようとする基準になります。

現状、漁業種類ごと許可機関ごとに定める基準を統一し、許可の有効期間ごとに、2種類に整理しています。

まず1が、許可有効期間が1年以下である、もじゃこ、稚うなぎ、さんご漁業に適用する基準。

2が許可の有効期間が3年間であるその他すべての許可に適用する基準となっております。

違いとしましては、有効期間が1年以下の許可に関しては、申請時に、有効な許可がない状態での申請になりますので、1番目にくるのを直近の許可期間に受けている者としており、3年間の許可の場合は、申請時に有効な評価がある状態での申請になりますので、(1)番を許可を受けている者としています。

4ページに現行の基準との比較、5ページ以降は関係法令となっておりますので、お目通しください。

資料は2ページ戻りください。

4 改正・公開に向けたスケジュールです。

資料では8月中に3海区に諮問をしています。委員会のスケジュール上、9月上旬に諮問を終える予定で、9月中には施行、県ホームページの公開を開始したいと考えています。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○伊東委員

ただいまの事務局の説明に対してご質問やご意見等ございませんか。

○八板委員

はい。

○伊東委員

はい。

八板委員どうぞ。

○八板委員

はい。

この、改正の改定の目的とそれから影響を受ける、これで影響を受ける漁業者というのは、どの程度いるのかいないのか、その辺はいかがですか。

○伊東委員

説明を求めます。

○山神水産技師

はい。

まず初めに改正の目的ですが、今現在は、この漁業許可の許可機関が、いわゆる水産振興課、それから熊毛支庁、大島支庁と3つありまして、漁業種類ごとに基準を定めていますので、基準が何十個もあるような状態です。これは他県同様、県ホームページに公開しようとしたときに、同じような内容もあるんですけど、その微妙に表現が違うようなものが、ホームページの中で公開されているような形になってしまうということを避けるために、内容を整理しようというところが、新たに定めた、新たな基準を制定することの目的になっています。

影響を受ける者がいるかどうかということなんですが、先ほど議題1の方で、許可すべき者の数っていうのを定めたと思うんですけど、それを超える申請があったときに、超えるんだけどその人も許可の適格性はある、許可をするためにふさわしい人だっただけで、その順位をつけるための基準になっていますので、一番に許可を受けている者というのができていますので、今許可を持ってるような人たちは基本的にそこから落とされるようなものじゃないですので、特段の影響があるものではないと思っています。

○伊東委員

八板委員、どうぞ。

○八板委員

ありがとうございます。

それで新基準の4番目に、90日以上漁業を営む者があるんですけど、これが実際の

操業という意味なんですかね。そこら辺がだいぶ影響があるんじゃないかと思ったもの
ですから、その辺はいかがでしょうか。

○伊東委員

説明をお願いします。

○山神水産技師

はい。

基準のですね、1番から3番までっていうのは、今まず許可を持ってる人で受けたこ
とのある人で、今の許可をしている人に従事してる人、乗子さんとか息子さんとかです
ね。

そういう方々は、まず許可の経験があるということで、許可を実際に出したときに、
生産性のある漁業ができるだろうということで、1～3番目に、優先的に許可をするよ
うに定めているところです。

4番を定めなければ、その他の、例えばですね、正組合員で、もう一生懸命漁業をや
っている方と準組合員で、そこでそれなりに漁業をやっている方っていうのが同列な評
価になってしまって、それで決まらない場合はくじということになってしまいますので、
そうではなくて生産性のある漁業をやってもらうために、正組合並のですね、90日間
という操業をやっていて、漁業を一生懸命している人を優先できるようにしようとい
うことで、この(4)を新設しています。

この許可の基準なんですけど、定めてはいるんですけど、実際にこれに基づいて、誰か
落とすっていうことを、本県の中では、したことがないはずですので、基本的には正し
い形にしておけば、それで問題ないというところだと思ってます。

○伊東委員

よろしいですか。

○八板委員

はい。

念のためなんですけども実際にその操業しておられる漁業者がいて、例えば90日の
カウントの仕方がどういう風にするかがわかりませんが、合わなくてできないという漁
業者が出ないようにというのが心配だったものですから、実際、影響はそんなにない
ということであれば、以上です。

念のためです。

○伊東委員

八板委員よろしいでしょうか。

○八板委員

はい。

○伊東委員

他にご意見ございませんか。

議題2「知事許可漁業に係る許可の基準について」は、原案の通り定めることを適当として答申してよろしいですか。

○委員一同

はい。

○伊東委員

それではそのように答申することに決定をします。

次に議題3「許可漁業等に関する取り扱い方針について」事務局からの説明をお願いします。

○山神水産技師

はい続きまして、議題3「漁業許可等に関する取扱方針について」ご説明をさせていただきます。

資料3の1ページをご覧ください。

まず1の漁業許可等に関する取扱方針とはという部分ですが、県が漁業許可を行う上での審査基準や操業区域、条件等のルールを規定しているものが、許可の取扱方針です。

これまでも取扱方針を改正する際には関係海区漁業調整委員会に協議をさせていただいておりましたが、今回、新漁業法に沿った文言等に修正する改正を行いますので協議をさせていただくものです。

続いて、2の改正理由についてですが、大きく3点ございます。

まず1つ目ですが、平成30年に漁業法が大幅に改正されましたが、現在の取扱方針には、改正以前の表現や考え方が残っており、これを改正する必要があります。

次に2つ目ですが、鹿児島県漁業調整規則第14条第1項第1号で、継続の許可という手続きがあります。

これは現在許可を受けている者が有効期間満了後も継続して許可を受けられるようにする手続きで全国的に行われているものです。

これまで本県では、継続の許可を行う漁業を指定しておらず、いわゆる3年ごとの更新のタイミングで、実際には新規許可を行うという形をとっておりました。

そのため、3年ごとの更新のタイミングで、委員会の制限措置の諮問ですとか、公示を行っておりましたが、これが不要になりますので、業務負担の軽減が期待されます。

なお、今後とも、新規許可に関する制限措置等は、委員会で諮問させていただくことになります。

最後の3点目ですが、取扱方針は行政手続法第5条の審査基準に該当し、県行政手続条例第5条第3号に基づき、公開することになっております。

本県では、縦覧による公開をしておりましたが、他県においてはホームページで公開を行っている状況ですので、行政の許可手続きの公平性を担保し、公平性透明性を高めるため、他県同様ホームページで公開することを検討しております。

それに先立ち、漁業法や漁業調整規則と錯誤がないように、修辭上の修正を行うものです。

以上が改正の理由であります。

続いて、3の改正内容についてご説明します。

まず、(1) 鹿児島県漁業許可の取扱方針に関する基本方針についてです。

改正の概要は4点です。

1点目 漁業法に即した文言への修正。2点目 許可保有数の特例に係る表現を改正、3点目 継続の許可に係る規定を追加、4点目 その他根拠条文の改正や修辭上の修正となります。

資料3ページをご覧ください。

具体的な改正について見え消しとしておりますが、修辭上の修正が主となっております。

4ページをご覧ください。8番に継続の許可の方を規定しております。

今回、知事が指定する事業としては、単年許可であるもじゃこ漁業、稚うなぎ漁業、さんご漁業を除く漁業を指定しております。以上が改正内容の(1)となります。

資料1ページに戻りください。

続いて(2)「かご漁業」及び「あさひがにかかり網漁業」の許可等に関する取扱方針についてです。改正内容は2点あります。

1点目、許認可対象者に係る規定の削除です。

許認可対象者については、新漁業法では、許可の判断を規則に定める適格性と先ほどお諮りした許可の基準で決定することになりますので、許可対象者を削除しております。

2点目は、その他の修辭上の修正となります。

5ページに具体的な修正箇所を載せております。

続いて1ページの(3)もじゃこ漁業許可に関する取扱方針についてです。

改正は3点あります。

1点目は、(2)の改正と同様に、許可対象者に係る規定を削除をしております。

2点目は、申請手続き要領を廃止し、本来、取扱方針ある規定を、取扱方針にあるべき規定を事務要領から外しまして、純粋な事務手続きについては、別途事務取扱要領を策定することとしております。

3点目はその他修辭上の修正となります。

8ページに具体的な修正箇所がありますので、後ほどお目通しください。

実際の内容については、これまでの取り扱いから変更はありません。

続いて(4)から(6)のとびうお流網漁業、きびなご流網漁業、ロープびきとび魚浮敷網漁業の許可等に関する取扱方針は先ほどと同じ改正内容で、これまでの改正と同じく許可の対象者を削除し、その他修辭上の修正を行っております。

13から16ページに具体的な改正箇所を載せておりますので後ほどお目通しください。

最後に(7)、試験研究又は教育実習のための特別採捕許可に関する取扱方針です。

改正点は2点です。

資料は17ページをご覧ください。

現在の方針では、2の許可の区分に試験研究に教育実習を含めた試験研究等というも

のと、食害生物、外来生物駆除の2つに分かれていましたが、漁業調整規則上、特別採捕許可は試験研究、教育実習、増養殖用種苗供給の3点しか認められていないため、規則と錯誤がないよう整理をしております。

教育実習には試験的な操業や操業技術向上のための採捕を新たに規定しております。改正内容は以上となります。

資料が前後して申し訳ありませんが、資料の方2ページにお戻りください。

最後に今後のスケジュールについてです。9月中に委員会の協議を終えまして、施行を予定しております。

方針改善に係る影響とかなんですが、今ご説明しました通り、修正内容としてはその修辭上の修正だったり、体裁を整えるという部分の修正ですので、実際にこれまでの取り扱いが変わるものではない。ですので、改正したとしても影響というものはないかと考えています。

説明は以上です。

○伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対してご意見やご質問等ございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

それでは、議題3の漁業許可等に関する取扱方針について原案通りとし、この件は終了します。

次に議題4「くろまぐろに関する令和6年管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について」事務局からの説明をお願いします。

○吉田水産技師

水産振興課の吉田と申します。

座って、説明をさせていただきます。

資料は4番目をお開きください。

私からは、くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について説明いたします。

では、1枚めくっていただいて、まず概要からご説明します。

今回は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までを期間とする令和6管理年度において、国からの追加配分及び沖縄県の融通を受けて、本県くろまぐろ漁業の各管理区分に配分をいたしましたので、その報告となります。

管理区分の配分ルールとしましては、概ね1割を県の留保とし、残りの概ね9割を平成22年から24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に案分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。

また、管理年度中に、国からの追加配分等により、本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて、当該増加量を配分します。

配分方法については、令和2年から令和4管理年度の漁獲実績をもとに、各管理区分ごとに次の比率で配分しており、今回譲渡いただいた分についても、同比率を適用しています。

まず、大型魚についてです。

2配分結果をご覧ください。

大型の配分比率は、定置漁業対その他クロマグロ漁業が63対37なっています。

大型魚は、国からの追加配分及び沖縄県の融通、合わせて5.3トンの追加となりました。

各管理区分の配分は、定置漁業に3トン、その他くろまぐろ漁業に1.8トンの追加となり、。

変更後の漁獲可能量は、定置漁業が8.1トン、その他くろまぐろ漁業が4.7トンで、合計12.8トンとなりました。

次に、小型魚です。1枚めくっていただいて、2-2 小型魚というところをご覧ください。

小型魚の配分比率は、定置漁業対その他くろまぐろ漁業が79対21となっています。

小型魚は、国から9.7トンの追加配分があり、上半期の漁獲可能量に、定置漁業は6.8トン、その他のくろまぐろ漁業は1.9トンの追加となりました。

変更後の漁獲可能量は、定置漁業が16.9トン、その他くろまぐろ漁業が4.6トン合計21.5トンとなりました。

上半期と下半期の内訳としましては、定置漁業が上半期11.7トン、下半期が5.2トン。その他くろまぐろ漁業が上半期2.8トン。下半期が1.8トンとなっています。

国からの追加配分については、6月14日付の県公報により告示済みです。

また、沖縄県の融通についても、8月6日付の県公報により告示済みとなっています。

なお、本資料には記載をしておりますませんが、令和6管理年度の漁獲実績としては、8月29日時点で、定置漁業における大型魚は8.1トンの漁獲枠に対して約160%（4.8トン超過）の消化率となる12.9トン、その他、漁船漁業における大型魚は4.7トンの漁獲枠に対して約79%の消化率となる3.7トンとなっています。

なお、大型魚については、定置漁業が6月26日から、その他漁船漁業が6月29日から採捕停止となっているところです。

一方、定置漁業における小型魚は、上半期の漁獲枠11.7トンに対し、約8%の消化率となる1トン。その他、漁船漁業における小型魚は、上半期の漁獲枠が2.8トンに対し、約18%の消化率となる、0.5トンとなっています。

以上で説明を終わります。

○伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

それでは、意見もないようですので、この件は終了いたします。

次に議題5「全国海区漁業調整委員会連合会総会について」事務局から説明をお願いします。

○赤塚水産技師

はい、それでは議題5について事務局から報告します。

全国海区漁業調整委員会で、今回の総会が令和6年5月11日に行われております。

詳細について説明させていただきます。

まず2ページお開きください。

横にさせていただいて、まず左側をご覧ください。

今回の総会の議事は、第1号議案が令和5年度事業報告、収支決算書及び余剰金処分案の承認について、第2号議案が令和6年度事業計画書案及び収支決算書案の承認について、第3号議案が中央要望活動の協議事項について、第4号議案が次期通常総会の開催地についてとなっております。

まず、議題1について、5ページお開きください。

こちらに令和5年度の事業報告書が載っております。

詳しく確認していきますと、昨年5月26日に理事会幹事会と、通常総会が開催されております。

令和5年7月11日に中央要望活動が実施されております。

昨年7月27～28日に事務局長会が北海道で開催されており、10月から11月にかけて、各ブロック会議が行われております。

11月27～28日で、事務局職員研修会と都道府県漁業調整担当者会議が開かれております。

12月12日に会長副会長会議があり、翌1月31日に、事務局長事務局幹事会で、3月22日に理事会が開かれているということになっております。

各内容につきましては、5ページの右側のページと6ページに記載されておりますので、後程お目通しください。

次に7ページをご覧ください。

こちらに令和5年度の収支決算について掲載されております。

収入につきましては、収入の実績の合計が16,667,200円。

支出は右のほうですね、こちらにつきましては、執行額の合計が8,173,996円となっております。

議題1の報告については以上です。

次に議題の2についてです。

10ページをお開きください。

こちらに令和6年度の事業計画書の案が提示されております。

前年と同じく1番目が、総会の開催、こちらは5月11日に今年度開催されております。

2つ目の理事会の開催につきましては、令和5年5月11日、あと6月と、令和7年の3月に実施されるということになっております。

3つ目ですね、ブロック会議につきましては、令和6年の10月から11月に開催されるということです。

4番目の事務局職員の研修会は、11月に広島で開催予定となっております。

5番目の事務局長会議は、熊本で6月に開催されているということです。

要望活動、6つ目の要望活動と、7番目の会報等の発行が例年通り行われる予定となっております。

次のページお聞きください。

11ページですね、こちらに令和6年年度の収支予算書案が記載されます。

本年度の予算額は、左側に載っている今年度予算額の合計にあります通り、14,976,616円というふうになってます。

今年につきましては、石川県は能登半島地震の特例措置によって、会費が免除されているということでした。

右側ですね支出の部につきましては、令和6年度の予算額が14,976,616円ということになっております。

こちらで第2号議案の説明が終わります。

次のページご覧ください。

第3号議案についてです。

第3号議案は、令和6年度の全国海区漁業調整委員会連合会の要望書についてです。量が多いですので、次のページから要望内容が記載されておりますので、後程ご確認ください。

25ページをご覧ください。

第4号議案についてですけれども、次期の通常総会の開催につきましては、山口県となっております。

以上で報告を終わります。

○伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対してご質問やご意見等ございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

それではご意見もないようですので、この件は終了いたします。

次に議題6「令和6年度要望書について」事務局からの説明をお願いします。

○赤塚水産技師

はい。

議題6について報告いたします。

1ページ目をお開きください。

先ほど報告させていただきました通り、令和6年5月17日に全国海区漁業調整委員会連合会の総会が行われました。

こちらで承認された要望書について次の4ページからですね、内容が送られてきているところです。

要望活動は7月10日に実施されているということで、結果につきましては、後日送付予定ということです。

要望項目と要望先につきましては、2ページから3ページ、要望の内容につきましては、4ページから16ページに載せておりますので、後程お目通しください。

以上で報告を終わります。

○伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対してご質問やご意見等ございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

それではご意見もないようですので、この件は終了いたします。

本日の付議事項は以上となりますので、議事を終了いたします。

その他、皆さんからご意見ご質問等ございませんか。

○久賀委員

久賀でございます。

○伊東委員

はい。

久賀委員どうぞ。

○久賀委員

はい。

すいませんありがとうございます。

ちょっと先ほど、議題の中で質問のタイミングを逸してしまったので、1つ質問をしたいと思います。

くろまぐろの報告の件で、1点教えてください。

令和6年度融通していただいた結果、枠が増えたということだったんですけども、その枠に対して最後ご報告にあったとおり、いずれも枠を大きく超えている状

況に今あるんですよね。特に定置網の小型魚、大型魚ともに。融通してもらったけれどもその枠は超えてしまっているということなんですけれども、この状況について今後、どういう対応がとられることになっているのか、教えていただきたい。国や県の留保の移し替えがあるのか、また他県からの融通を調整していただくことになるのか、見通しを教えていただきたい。

○伊東委員

事務局に説明を求めます。

○吉田水産技師

はい。

ご質問ありがとうございます。

水産振興課の吉田です。

ご質問あった件ですが、今オーバーしているのは、大型魚の定置網が今約160%オーバーしていった状況で、今回、沖縄県から融通をもらえた背景というのが、沖縄県は大型魚がメインの漁になってくるんですけど、漁期ががすごい早い段階には盛漁期が終わっているという段階で、余った枠を融通したりすると翌年度に配分を多くもらえるというメリットがある。そういうメリットを沖縄県さんは使いたいということで、今回ご融通いただけた。ただ、北のほうの枠を多く持っている新潟県さんだったりとか北海道さんとかは、あのあたりの県さんというのは、いまから漁期が来るということで要望はしているつもりなんですけれども、なかなか先の方が見通せないということで融通に応じただけがないという背景がありまして、オーバーしている分につきましては、過去の例を見ていきますと数十トン他県から融通をもらえているので、今後他県さんに融通の要望をさせていただいて確保していこうかなと考えているところです。

以上です。

○久賀委員

わかりました。

ありがとうございます。

少し明るい見通しだということで安心いたしました。引き続き調整の方よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○伊東委員

久賀委員よろしいでしょうか。

○久賀委員

はい。

ありがとうございました。

○伊東委員

他にございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

ないようですので、その他として事務局から何かございますか。

○柳次長

事前に連絡させていただいておりました、現在の海区漁業調整委員会委員の任期が令和7年3月31日までであることから、現在、候補者の推薦募集を行っているところです。

推薦及び募集期間については、8月20日から9月19日の31日間となっています。

詳細については、県のホームページに掲載されていますので、そちらをご覧ください。

また、関係書類については、熊毛支庁にそなえておきますので、何かありましたらお問い合わせください。

以上です。

○伊東委員

それでは他にないようですので、私の役割を終わります。

ご協力ありがとうございました。

○柳次長

以上をもちまして、令和6年度第3回熊毛海区漁業調整委員会を閉会します。

ありがとうございました。

令和6年9月2日午前11時46分閉会